

## 【声 明】

# 生活保護基準引き下げ違憲訴訟・東京高裁(はっさく訴訟)で 勝訴判決！ 国は早急に保護基準を減額前に戻せ！

2025年3月27日

東京都生活と健康を守る会連合会

会 長 窪田 光

全国生活と健康を守る会連合会

会 長 吉田 松雄

東京都新宿区新宿 5-12-15

KATOビル 3階

TEL 03 (3354) 7431

FAX 03 (3354) 7435

東京高等裁判は3月27日、東京都内の生活保護利用者が、都内自治体などを相手に、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする保護変更決定処分（生活扶助基準の引き下げ）の取り消しを求めた裁判で、一審と同様に処分を取り消す原告勝訴の判決を言い渡しました。

全国29地裁で提起された同種訴訟において、生活保護基準引き下げ処分の取り消しを認めた控訴審の判決は、名古屋高裁、福岡高裁、大阪高裁、札幌高裁に続き5件目となりました。東京高裁には、東京であと2訴訟、埼玉、千葉、神奈川、静岡とすべての地方裁判所で原告が勝訴した6訴訟の控訴審が審議中であり、その最初の判決で原告勝訴を再度勝ち取ったことは、全国的にも大きな意義があります。

判決は、原告の置かれた大変厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準の引き下げを厚生労働大臣の裁量権の逸脱と認定しました。生活保護基準は保護制度を利用している人のみならず、ナショナルミニマム（国民的最低限）として他の諸制度・施策と連動しており、国民の生活全般に極めて重大な影響を及ぼしています。そうした点からも当判決は、社会保障制度後退に歯止めをかける意義を持ったものでもあります。

第2次安倍政権で生活保護基準が不当に引き下げられてから12年、異常な物価高騰が続く今日まで、原告は困難な生活を強いられ続けてきました。そればかりか他界された原告も大勢います。国は、当判決の意義を重く受け止めるとともに、こうした状況にも鑑みて、上告せず一刻も早く判決を確定させることを求めます。

さらに今後、基準改訂にあたっては、負のスパイラルに陥る第1・十分位（所得階層を十等分して一番低い層）との消費支出を比較する手法は改め、憲法25条の「健康で文化的な生活」を保障する方法で公平に算出することを強く要望するものです。

以 上